

電気需給契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、福島県会津若松合同庁舎で使用する電気の需給について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、福島県会津若松合同庁舎を使用するために甲が必要とする電気を安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年3月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金単価 0,000.00円／kW
- (2) 電力量料金単価 夏季 00.00円／kWh
その他季 00.00円／kWh

（契約保証金）

第4条 _____

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約によって生じる一切の権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（機密の保持）

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、個人情報の取扱い及び管理について、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を変更する。

2 甲が前項ただし書の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第9条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1回電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。なお、計量日は甲乙協議のうえ決定する。

(使用電力量の増減)

第10条 使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。なお、この場合、契約単価の変更は行わない。

(電気料金の支払い)

第11条 乙は第9条の規定による検査に合格したときは、甲に対し、月ごとに電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）を甲に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 前項に規定する電気料金は、次の第1号から第3号に掲げる金額の合計金額とする。なお、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 契約電力に第3条に規定する契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額

(2) 使用電力量に契約単価を乗じて得た額（燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額）

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

3 甲は、第1項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。

(契約単価等の変更)

第12条 本契約締結後、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。

2 燃料費の変動等により、燃料費等調整額の算定が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該算定の根拠を変更することができる。ただし、地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額を超えない範囲で行うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 本契約の締結又は履行に当たり詐欺その他不正行為をしたとき。
- (4) 本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (6) 第16条第1項の規定によらないで乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約解除後の残期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を甲の指定する日までに支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条にお

いて同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により甲に通知することによって、本契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)

を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

(談合による損害賠償)

第18条 甲は、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、第2条に規定する供給期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の費用)

第19条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本書に定めのない事項で約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約について紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあって、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県会津若松市追手町7番5号

氏 名 福島県

代表者 福島県会津地方振興局長 今野 一宏

乙 住 所

氏 名

代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。